

横浜国大工学部化学系同窓会会則

平成 18 年 11 月 4 日制定

1. 会の名称

本会を横浜国大工学部化学系同窓会（通称：国大化学会）と称する。

2. 会の設置

本会を横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-5（〒240-8501）横浜国立大学工学部物質工学科内に置く。

3. 会員

(1) 正会員，特別会員，学生会員をもって構成する。

(2) 正会員は，横浜高等工業学校，横浜工業専門学校および横浜国立大学工学部の化学工業科，応用化学科，電気化学科，材料化学科，物質工学科化学系の卒業者，同大学大学院工学研究科，工学府，環境情報学府の当該研究室の修了者，横浜国立大学工学部物質工学科化学系現職教員，ならびに本会が正会員と認めた者とする。

(3) 特別会員は，同大学工学部物質工学科化学系またはその前身学科等に関係した旧教職員とする。

(4) 学生会員は，同大学物質工学科化学系大講座または化学コースに所属する学生とする。学生会員は学部卒業をもって正会員となる。

(5) 正会員ならびに学生会員は，定められた会費を納入すること。

4. 目的と理念

本会は前身体である横浜応化会，横浜電化材化会，横国化学会を発展的に統合・継承し，会員相互の親睦を図るとともに，学生支援，会員との連携をとおして，横浜国立大学の発展および学術の進歩と産業の発展に寄与することを目的とする。

5. 役員

(1) 本会に次の役員をおく。

会長	1 名
副会長	3 名（現職教員正会員 1 名を含む）
執行役員	12 名以上
うち学生代表役員	若干名
クラス幹事	卒業年度ごとに 1 名以上
監査役員	2 名

(2) 役員は次の任務を負う。

- (イ) 会長は，本会の会務を統括する。
- (ロ) 副会長は，会長を補佐し，会長が事故ある場合はこれを代行する。
- (ハ) 執行役員は会務の運営に当たる。
- (ニ) クラス幹事は，卒業年度ごとの会員のまとめ，連絡に当たる。
- (ホ) 監査役員は，会の財務に関する監査を行う。

(3) 役員を選出

- (イ) 会長は，役員会の議により推薦し，総会において承認する。
- (ロ) 副会長は，役員会の議により推薦し，総会において承認する。
- (ハ) 執行役員は会長および副会長の推薦により会員から選出し，役員会で承認，総会で報告する。
- (ニ) クラス幹事は，各クラス正会員の中から選出する。
- (ホ) 監査役員は役員会により選出し，総会において承認する。

(4) 役員の任期

各役員の任期は 4 月 1 日からの 2 年間とし，重任を妨げない。クラス幹事に任期は設けないが，適宜交代することができる。

(5) 本会には上記役員のほかに顧問を若干名おく。会の運営に多大な功績のあった者の中から，役員会で推薦する。

6. 運営・事業

- (1) 会の運営は役員会が主として行う。
- (2) 役員会は会長、副会長、執行役員をもって構成し、会長が招集する。また必要に応じて他会員の出席を求めることができる。
- (3) 総会を原則として年1回開催し、会務について報告を受け、議決する。
- (4) 会報を年1回以上発行する。
- (5) 会員名簿を原則として3年に1回発行する。
- (6) ホームページを運営し、会員相互の情報を交換利用する。
- (7) 顧問に対し、会長が必要に応じて顧問会を招集することができる。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

7. 財務

- (1) 会の運営は、正会員および学生会員の会費、寄付金、広告掲載料、その他雑収入をもって行う。
- (2) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

8. 会則の変更

会則の変更は役員会の議を経て、総会において審議し決定する。

9. 細則

本会則には別途、細則を定めることができる。

細 則

1. 会員の範囲について

- (1) 会則3.(2)に該当しない者で、当該研究室の大学院博士課程前期・後期に在籍または修了したものは、原則として正会員とする。
- (2) 当該研究室の大学院論文博士は、その希望により正会員とすることができる。

2. 会費の徴収について

- (1) 正会費は年額2,000円とし、前納を原則とする。また、複数年分を一括納入できるものとする。
- (2) 学生会費は在籍期間中の総額を2,000円とし、卒業時に一括納入とする。
- (3) 学生会員は卒業時に4年分の正会費を前納する。ただし、卒業5年日以降は(1)の納入方法による。
- (4) 特別会員については、会費を徴収しない。

3. 同窓会の事業

- (1) 企画、会費納入促進、会誌および名簿、総会、HP、庶務会計の6事業グループを設ける。
- (2) 各事業グループは会長、副会長の指導の下、担当する執行役員により運営する。
- (3) 庶務会計グループには執行役員を3名以上おき、内2名以上を正会員たる現職教員をあてる。